

社会福祉法人淡路市社会福祉協議会 役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人淡路市社会福祉協議会の役員、評議員及び委員会の委員（以下「役員等」という。）に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 報酬の額は、会長月額20,000円とする。

2 常務理事の報酬の額は、勤務実態に応じて支給し、会長が別に定める。

(報酬の支給方法)

第3条 年額で支給する役員等の報酬は、原則として毎年3月に支給する。

2 就任した月及び退任し、又は死亡した月の報酬は、日割り計算により計算した額を支給する。

(費用弁償)

第4条 役員等には、職務を行うために要する費用の弁償として、費用弁償を支給し、その額は2,500円とする。

(旅費の支給)

第5条 旅費は、役員等がその担任する業務を行うため島外の会議に出席し、又は職務を行うために旅行したときに支給する。

(旅費の種類及び額)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料とする。

2 前項の旅費の額は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料及び食事料については、旅費規程の規定を適用し、日当は1回あたり1,000円とする。

(旅費の支給方法)

第6条 旅費の支給及びその方法については、旅費規程の例による。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。